

議案第 14 号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
5-4323 号線	つくば市下河原崎 424 番 4 地先から	
	つくば市下河原崎 506 番 2 地先まで	
5-4325 号線	つくば市下河原崎 449 番地先から	
	つくば市下河原崎 461 番 4 地先まで	

（提案理由）

上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い市道を廃止とするため、この案を提出するものである。

つくば市 6 月定例会議

市道廃止図面

目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
5-4323号線	つくば市下河原崎424番4地先から	上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い市道を廃止するため	1, 2	449.8
	つくば市下河原崎506番2地先まで			
5-4325号線	つくば市下河原崎449番地先から	上河原崎・中西地区区画整理事業に伴い市道を廃止するため	3, 4	195.9
	つくば市下河原崎461番4地先まで			

合計路線	2本
合計延長	645.7m



